

平成26年6月10日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中本昌宏

平成25年(ハ)第205号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成26年5月13日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、120万4208円及びうち90万3534円に対する平成25年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 被告は貸金業者であり、原告はその顧客である。
- (2) 原告は、被告との間の金銭消費貸借契約に基づき、平成11年3月29日から平成19年9月15日までの間、別紙計算書のとおり借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (3) 原告は、上記金銭消費貸借契約に基づく利息の弁済にあたり利息制限法所

定の制限利率を超える利息を支払ったため、過払金が発生している。

(4) 被告は、上記過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であるから、過払金に年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

(5) 本件取引によって発生した過払金及びこれに対する利息は、次のとおりである。

ア 過払金90万3534円

イ 平成25年9月24日現在の未払利息30万0674円

ウ 上記過払金に対する平成25年9月25日から支払済みまで年5分の割合による利息

2 被告の主張の要旨

(1) 本件金銭消費貸借契約では、予め支払期日を設け、支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときは、被告からの通知催告がなくとも期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うとの特約を定めていた。そして、支払期日は「サイクル制」とし、次のように取り決めをしていた。

ア 本契約成立と同時に借入れを行った場合又は本契約に基づく借入残高がない状態で借入れを行った場合は、借入日から32日以内に支払う。

イ 前項以外の場合は、前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払う。

ウ 追加借入れをした場合は、追加借入日にかかわらず支払期日は変わらないものとする。

エ 利息の入金額が不足したときは、その不足した金額に相当する日数分、次の支払期日を早める。

(2) 原告は、平成11年5月31日支払期日の返済を怠ったため、期限の利益を喪失し、期限の利益を喪失した日以後については、遅延損害金が発生している。

(3) 被告は、民法704条の「悪意の受益者」ではない。

(4) 仮に、被告が悪意の受益者であるとしても、過払金に対する利息の始期は、

訴状送達の日翌日とすべきである。

3 上記2(2)の被告の主張に対する原告の反論

(1) 期限の利益喪失の宥恕又は信義則違反

原告が約定の支払期日を徒過した遅延日数が1日にとどまること、被告が、原告に対し、遅延後の支払を利息ではなく遅延損害金に充当した旨の明細書を交付したと認めるに足りる証拠がないこと、被告は、原告が約定の支払を遅延した後も、原告に対して、約定の残元金に支払済みにまでの遅延損害金を付加して一括で支払いを求めた形跡がないこと、かえって、原告が約定の支払を怠った後も新たな貸付けを行っていること、などの事情に照らせば、被告は、原告に対し、期限の利益を宥恕しているか、または、被告が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反するというべきである。

(2) 期限の利益の再度付与

仮に、期限の利益喪失の宥恕も信義則違反も認められなかったとしても、被告は、遅滞後の原告の支払金を、遅延損害金ではなく通常利率による利息に充当しているのであるから、原告に対し、期限の利益を再度付与しているというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引について

被告が貸金業者であることは当事者間に争いがなく、また、証拠(甲1)によれば、請求原因の要旨(2)の事実が認められる。

2 期限の利益喪失について

(1) 本件金銭消費貸借契約における支払期日はサイクル制となっていたこと、また、原告が支払期日に支払を怠った場合は、当然に期限の利益を喪失し、期限の利益喪失日の翌日からの遅延損害金を付して直ちに未払残金を支払う旨の特約がなされていたことについては、当事者間に争いが無い。

(2) 証拠(甲1)によれば、原告は、平成11年5月31日支払期日の支払を怠

ったため、被告は、その遅延日数1日分について年率31.931%の遅延損害金を収受していることが認められるものの、次回支払期日である同年6月30日の支払には遅滞がなかったため、遅延損害金ではなく、利息のみの収受にとどめていることが認められ、しかも、被告は、期限の利益喪失による約定元利金等の一括弁済を求めることもなく、本件取引終了に至るまで、このような遅延損害金と利息の使い分けによって約定利息又は約定損害金の収受を続けてきたことが認められるのである。

- (3) ところが、被告は、本件過払金返還請求の訴えを提起されるや否や、一転して、当初からの一連の遅延損害金を主張をするのであって、このような被告の主張は信義則に反するものであり、採用することはできない。

3 悪意の受益者について

最高裁平成19年7月17日第三小法廷判決が説示する「特段の事情」があったといえるためには、その時々判例によって認められてきたみなし弁済の成立要件につき、その具体的事実のすべてを立証できないとしても、被告において、みなし弁済が成立すると認識していたのも無理はないと思わせる程の証拠と理由付けが提出されてこそ、みなし弁済の適用があると認識したことについて合理的で相当な「特段の事情」があったといえるのであるが、そのような「特段の事情」について、被告の主張立証はない。

したがって、被告において制限利率を超える利息を受領していたことの認識があった以上、被告は、過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであって、過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

4 利息の発生時期について

民法704条によって過払金に利息が付される趣旨は、利得財産である過払金からは法定利息と同程度の付加利益が生じるのが通常であり、これを損失者である借主からみれば、いわゆる得べかりし利益の喪失になるので、それを併

せて返還させることにしたのであり、したがって、貸主において過払金の取得があれば、その時点から当然に利息が発生するのであって、その発生時期は、過払金返還請求権の権利行使の可否によって左右されるものではないのである。過払利息は過払金の発生と同時に発生することは、最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、被告は、過払金が発生した都度その過払金に利息を付して返還すべきである。

5 本件過払金及び利息について

本件取引において原告が支払った利息を利息制限法所定の制限利率に引き直して充当計算をすると、請求原因の要旨(5)アないしウのと通りの過払金及び利息が発生していることが認められる(別紙計算書)。

6 よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、被告申立ての仮執行免脱宣言ないし仮執行開始時期の指定は、いずれも相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁判官 岸本廣重

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官 中 本 昌 宏

